

官報

号外

平成四年三月六日

第百二十三回 衆議院會議録 第八号

平成四年三月六日(金曜日)

議事日程 第五号

平成四年三月六日

午後一時開議

- 第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出)
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
出の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(櫻内義雄君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○木村義雄君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、中央選挙管理委員会に

堀家 嘉郎君

角尾 隆信君

及び 鈴木 一弘君

を指名いたします。

また、同予備委員に

花田 潔君

川那辺 博君

及び 岡本 富夫君

を指名いたします。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長 桜井新君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔桜井新君登壇〕

○桜井新君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成三年における公務員給与の改定及び消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を平成四年四月分から三・八四%引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行おうとするものであります。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、同月二十七日岩崎総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨三月五日質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第二 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案、日程第三、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長 谷垣禎一君。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔谷垣禎一君登壇〕

○谷垣禎一君 ただいま議題となりました両案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案であります。本案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上を図るための業務を追加するとともに、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律の題名を通信・放送機構法に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めること、

第二に、通信・放送機構の業務として、従来の業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、通

平成四年三月六日 衆議院會議録第八号

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案外一案 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する土肥隆一君の質疑

二

通信・放送技術の研究開発のための基盤的施設整備に必要な資金の出資及び海外からの高度通信・放送研究開発に関する研究者の招聘の業務を行うこと等であり、

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案であります。本法案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を推進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施を支援する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において「有線テレビジョン放送番組充実事業」とを定義すること、

第二に、郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な指針を定め、これを公表すること、

第三に、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適當である旨の認定を受けることができること、

第四に、通信・放送機構は、従来の業務のほか、認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資業務を行うこと等であり、

両案は、去る二月十五日通信委員会に付託され、同月二十七日渡辺郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五日質疑を行い、採決の結果、通信放送衛星機構法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案は全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第三につき採決いたします。本法案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣山下徳夫君。

〔内閣大臣山下徳夫君登壇〕

○國務大臣(山下徳夫君) 健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府が健康保険につきましましては、昭和五十六年度以降黒字基調で推移してきており、積立金も平成三年度末には約一兆四千億円の規模に達することが見込まれています。今回の改正は、このような財政状況を踏まえて、一層の財政運営の安定を期するため、現行の財政運営を、おおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期の財政運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率について所要の調整を行うものであります。また、これにあわせて、出産手当金の支給期間

の改善を図るほか、今後の高齢社会を見据えて、健康保険制度及び国民健康保険制度等の重要な諸問題について早急に検討に着手するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会(仮称)を創設すること等の改正を行おうとするものであります。

以下、この法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、政府が健康保険の中期の財政運営の安定を図るための措置についてであります。現行の単年度ごとの収支均衡を前提とした財政運営を、おおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期の財政運営に改め、その間、短期的な景気変動等の影響を受けない安定的な保険料率を設定することとし、この場合、単年度における収支を調整する機能を果たす資金として、事業運営安定資金を創設することとしたしております。

これに伴い、中期的な財政運営の安定が確保される範囲内において、保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率については、現在の千分の八十四を引き下げ、法律上千分の八十二に改めるとともに、国庫補助率については、老人保健拠出金に対する国庫補助率、現行千分の百六十四は据え置くこととし、その他の保険給付に対する国庫補助率について、当分の間千分の百三十とすることとしたしております。

第二は、出産手当金の支給期間の改善についてであります。

出産手当金の支給期間につきましては、分娩の日前四十二日、分娩の日以後五十六日以内において労働に服さなかつた期間支給されることとなっておりますが、分娩が予定日よりおくれた場合でも、このおくれた期間について支給すること等の改善を図ることとしたしております。

なお、これにあわせて、政令で定める現行の分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費の額についても二十四万円に引き上げることとしたしております。

次に、医療保険審議会の創設についてであります。

現在、国民健康保険については専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を発展的に改組し、健康保険事業、船員保険事業及び国民健康保険事業に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会を創設することとしたしております。

このほか、標準報酬等級の下限の改定及び上限について現行政令で定められている部分を法定する等の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、本年四月一日からとしておりますが、審議会の創設に関する事項は、公布の日から三月を超えない範囲内で政令で定める日から、標準報酬に関する事項は、本年十月一日からとしております。

以上が、健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。土肥隆一君。

〔土肥隆一君登壇〕

○土肥隆一君 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に関しまして、私は、日本社会党・護憲共同を代表して、総理並びに関係閣僚に對し質問を行い、御所見を承りたいと思ひます。

最初に、私は、本法律案に對する質問に入る前に、社会保障における国の責務を端的に示すところの財政上の措置が近年とみに薄れつつあることに、強い懸念を抱いていることを申し述べ、次第でございます。

社会保障費用に占める国庫負担の割合は、対国民所得比で見ますと、一九八〇年代初頭は五割、それが年々低下し、八九年には四割まで落ち込んでいるのであります。また、国の予算に占める社会保障関係費の割合は、一九七七年の二〇%をピークにして、年を追って小さくなっていき、一九九二年予算においては一七・六%まで低下しているであります。そして、来年度予算における社会保障関係費の伸び率が、実に十三年ぶりに一般歳出の伸び率を下回っているのです。

こうした事態は、健康保険あるいは雇用保険への国庫負担が削減されたことによることは明らかであります。総理、どうしてこのような社会保障に対する国庫負担の比重がだんだんと小さくなっていったとお考えですか。そして、この傾向は今後も続いているとおつもりでありましょうか。それとも、社会保障における国の財政上の責任をもっと大きくされるつもりでありましょうか、お答えいただきたいと思ひます。

社会保障における国の財政負担が小さくなっていき、加えて、高齢化社会が急速に進展する中で、多くの国民は、国の施策が全体的に明らかでないために、先の見えない人生に不安を抱えているのであります。総理が「生活大國への前進」を声高に叫ばれるならば、長期的な展望に立った社会保障の総合プランを国民の前に明示すべきではありませんか。総理、社会保障の今後のあり方についての基本的な認識をお聞かせください。

今回提出されている健康保険等の改正案は、実に不思議な法案であります。政府管掌健康保険が大幅な黒字を出し、積立累積額がおよそ一兆四千億に達した。そこで、この積立金を運用して、一九九二年からおよそ五年を見通した中期の財政運営をしたい。つまりこれで行き詰った資金を創設し、その運用益を活用するというのであります。その上、まだ健保会計に余裕があるから保険料率を千分の八十四から八十二に減額する、これ

で支払いは単年度で一千二百四十億円の負担が軽減なる、同じく国の方は、国庫補助率を一六・四%から一三%にすることでその負担を一千三百億円の削減することができ。つまり、国民のだれも損しないという形で国庫負担を減らす方法が見つかったというのであります。

思い起こせば、健保といえ、かつては国の三六赤字の一つでありました。この赤字対策をめぐって、政府のたびたびの健保法改正に対して、社会党は長い間、国民の医療を守り、かつ国の責任を果たすことを求めて闘いを続けてきたのであります。一九八〇年ごろまでは、赤字に次ぐ赤字で、まことに不安定な状態が続いたのです。オイルショック時の大幅な医療費改定もありました。そして今、黒字基調になった。

なぜそうなったのでしょうか。それは、保険料負担を過大なものにし、一方で、本人の療養の給付率を十割から九割に下げ、加えて医療費の抑制を図り、そして景気的好調も手伝って黒字になったのであります。そうであるならば、この一兆四千億を中期の財政安定に活用するというのは、同時に、給付の改善や付添料等の保険外負担の解消などという形で国民にも還元すべきものと考えますが、総理の御見解をお聞かせください。(拍手)

ところで、政府は、社会保障制度審議会等において、この国庫補助の削減した分一千三百十億円を、本年四月一日から改定される診療報酬引き上げに伴う国庫へのはね返り分一千三百四十億円、その差はわずか三十億円、に充てると説明されておりますが、とすれば、初めから診療報酬財源捻出のために政管健保の積立金を目をつけたと言っているのではないのでしょうか。今回の改正は、一見、健康保険の中期の財政論を展開しているように見えますが、実は財政当局の思いを先取りした財源捻出法案にすぎないと言ったらい過ぎでしょうか。総理の明確な御答弁をお願いいたします。(拍手)

国会は、一九七七年の健保改正に当たって、その附帯決議において、「給付及び負担の公平化を図るため、保険者間の財政調整を行う」、そして「本人、家族の給付率の均一化を図ることを決議しました。また、一九八四年の「今後の医療政策の基本的方向—二十一世紀をめざして—」において、厚生省は、「二十一世紀においても医療保険制度を揺るぎないものとするため、医療保険制度における給付と負担の両面における公平(一元化)を図る必要がある」と述べております。端的に言います。総理、いつになったら一元化は達成されるのでしょうか。

国民は、公平で長期的展望に立った医療保険制度を求めています。我々は、すべての医療保険の九割給付の実現、国民健康保険の財政力の強化措置、難病や長期慢性疾患への公費負担の拡大等を通じた真正な医療保険の一元化を求めています。こうした真に医療保険の一元化の議論を進める中で、国庫負担のあり方を検討していくというのが本来の方法であり、今回の改正案のように、まず国庫補助率を引き下げておいて、それから医療保険審議会を設けて一元化を議論しようとするのは順序が逆であると思ひますが、総理のお考えをお聞かせください。(拍手)

国庫補助率の一三%への切り下げは「当分ノ間」とされ、あたかも暫定措置であるかのような印象を受けますが、こうしたあいまいな表現ではなく、法文上の何らかの歯止めをすべきであると考へます。今後、健康保険を取り巻く財政状況の変化によつては、速やかに国庫補助率の還元を図るというような見直しの法規定を新たに明記することがどうしても必要であると考えますが、この点についての総理のお考えをお聞かせください。(拍手)

また、改正案では、おおむね五年間は保険料率の引き上げはしないで済むような中期の財政運営を図るとなっておりますが、本当にこの間において保険料引き上げはしないと確約おできになりますか。お答えいただきたいと思ひます。(拍手)

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。国庫補助率の引き下げで出てきた財源を、四月に予定される診療報酬の改定分に充てる、特に看護婦さんを始め医療従事者の賃金その他の労働条件に充てられると説明を受けておりますが、人件費部分の単価の改定により、診療報酬は引き上げられても、それがどのようにして看護婦さんの賃金を含む勤務条件の改善に使われるのでしょうか。診療報酬の改定が看護婦さんなどの処遇改善に直結するような制度や指導が不可欠であると思ひますが、これはどのようにされるのか、大臣のお考えをお尋ねいたします。(拍手)

また、一九七七年健保法改正時の国会の附帯決議において、政府は「保険料の労使負担割合について検討すること」となっております。その後随分と長い年月がたっておりますが、その後の検討はしておられるのでしょうか。お答えください。最後に、高齢化社会の急速な進行や医療需要の多様化、きめ細かい介護政策が望まれる中、国民の医療ニーズにこたえる保険システムをいかに構築するかは、今日の厚生行政の重要な課題であります。医療保険の機能と制度を今こそ根本的に見直し、給付と負担についても、だれもが納得できるレベルを提示すべきです。保険間の格差を是正して公平なものにすべきであります。

こうして、国民が納得して、安心してゆだねることができるよう医療福祉制度の確立に向けて今こそ着手しなければ、必ずや後世に禍根を残すことになることを強く訴へ、高齢化社会における医療保険は基本的にどうあるべきかについて、大臣のお考えを最後に尋ね、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 二十一世紀になりますと本格的な高齢化社会を迎えますが、その際にも社会保障制度が引き続き安定的に機能し得るよ

平成四年三月六日 衆議院会議録第八号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する土肥隆一君の質疑 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石田祝稔君の質疑

四

うに、国民の合意を得られる負担水準との関連に配慮しながら、各制度における合理化、効率化、体系化を図ってまいりました。その結果といたしまして、社会保障費用に占める国庫負担の割合が減少してまいりましたことは、御指摘のように事実でございます。

他方で、しかしながら、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に代表されますように、二十一世紀を展望して計画的に基盤づくりをすべき分野には重点的に財源を投下しつつございすことも、御承知のとおりでございます。平成四年度政府予算におきましては、社会保障関係費十二兆七千億円の割合は、一般会計全体の一七・六％でございます。また、一般歳出の三三・三％でございます。政策的経費中最大のものになっております。今後とも、社会保障制度を将来にわたって揺るぎのない制度といたしますために、必要な改革は進めていかねばならないと考えておりますが、国の果たすべき役割を遂行するために必要な財源の確保には、もとより十分配慮してまいります。

二十一世紀の本格的な高齢化社会を目前に控えて、長期的な展望に立った社会保障の総合プランを明示することの必要性は、御指摘のように政府としても十分認識しております。これまで、昭和六十一年には長寿社会対策大綱を閣議決定いたしました。また、平成元年十二月には「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定いたしました。現にこれを着実に実行いたしつつございす。

社会保障の今後のあり方の基本認識としては、本格的な高齢化社会におきましても、長期的に安定し、公平な制度運営が図られることにより、国民に信頼され、国民が安心して生活を送ることができるよう適切な対応を図ってまいらなければならぬと思っております。

今回の改正は、政管健保の近年の財政状況を踏まえまして、一層の財政運営の安定を期するため、現行の財政運営を、おおむね五年を通じて財

政の均衡が図られるような中期的運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率についての引き下げを行うものでございます。また、これにあわせて出産手当金の支給期間の改善及び分娩費の改善を行うことといたしております。政管健保における給付のあり方については、基本的には、今後、医療保険制度の給付と負担のあり方全体の中で検討することが適当であると考えております。

今回の改正案は、政管健保におきまして、中期的な財政運営の安定の確保を目的とするものであります。国庫補助率を引き下げることにによりまして浮いてまいりましたといえますが、生じた財源につきましては、来年度予定しております看護婦等医療従事者の勤務条件の改善等を中心とした診療報酬改定の財源確保にも資するものと考えていたしたところでございます。

医療保険制度の給付と負担の具体的なあり方、医療保険制度の将来構想につきましては、関係者の間にさまざまな御意見がございます。今回の健保法等の改正におきまして、御指摘の一元化問題を含めまして、医療保険全般にわたる幅広い視点から審議する場として医療保険審議会を創設することといたした次第でございます。

なお、今回の国庫補助率の引き下げについては、当分の間の暫定措置としていたるところでございすが、政管健保に対する国庫補助のあり方については、基本的には、今後、医療保険制度における費用負担のあり方全般の中で検討していくことが適当と考えております。

また、中期的財政運営は五年度を見通し、短期的な景気変動等に影響されない安定的な保険料率を設定するものでございます。現時点で予測し得る限りにおきましては、この間、保険料率を変更しないといけるものと考えております。

残りのお尋ねにつきましては、厚生大臣からお答えを申し上げます。(拍手)
〔国務大臣山下徳夫君登壇〕
○国務大臣(山下徳夫君) 土肥議員にお答えいた

します。
まず、診療報酬と看護職員の勤務条件改善についてのお尋ねでございます。

本年四月一日より診療報酬改定を実施することとしておりますが、今回の改定においては、まず、改定率の設定に際し、夜勤改善等看護問題に特段の配慮を払ったところであります。具体的な点数の設定に当たっては、看護料の大幅引き上げを行うほか、適切な夜勤体制や労働時間が実施されている場合の加算措置を新たに設け、各医療機関において夜勤等の勤務条件改善に結びつくよう配慮することといたしております。さらに、改定の実施に際しましては、関係者に今回の改定の趣旨を十分周知することにより、看護職員の勤務条件の改善が図られるよう努めてまいり所存であります。

次に、保険料の労使負担割合につきましては、御指摘の昭和五十二年の附帯決議を受けて、社会保険審議会においても種々議論が行われてきたところであります。現行の労使の負担割合については、制度的に定着していること等を考えますと、これを維持することが適当であると考えております。

また、高齢化社会における基本的な医療保険のあり方についてはお尋ねであります。今後、本格的な高齢化社会を迎える中で、良質な医療を効率的かつ安定的に供給することが重要な課題であります。医療保険制度につきましましては、高齢社会に向けて安定した制度の確立が図られるよう、制度の枠組み、給付の範囲、財源のあり方等幅広い観点から総合的な検討に着手する必要があると考えております。

このたびの健康保険法等の改正に当たって、これらの問題を検討するために医療保険審議会の創設をお願いしているところであります。審議会が創設され次第、早急に検討に着手してまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 石田祝稔君。

〔石田祝稔君登壇〕
○石田祝稔君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

趣旨説明にもありましたように、今回の改正は、政管健保について中期的な財政運営の安定を図るため、事業運営安定資金を創設し、これに伴い保険料率及び国庫補助率を引き下げ、あわせて出産関係給付の改善と政令で定める医療保険審議会を創設しようとするものであります。

指摘するまでもなく、医療保険制度は大きな曲がり角に来ており、保険原理からもう一度全体を見詰め直すという、いわば原点からの制度改革のときを迎えているのであります。そして、制度そのものの弱点の克服とともに、少出産・高齢化時代への対応も、改革のための重要な課題になってまいりました。

民間の研究機関の推計では、人口の高齢化を反映して、百歳以上の長寿者は今後ともふえ続け、二〇二五年には現在の五・四倍の二万人弱になると予想しております。また、日本の将来推計人口によれば、六十五歳以上の高齢者は、西暦二〇二五年には三千五百万人と現在の二・一倍の数になり、総人口に占める割合では二五・四％、三・九人に一人は高齢者ということになります。

一方では、日本の家庭の小規模化が進み、家庭内の介護・看護能力は大きく低下してまいりました。自助努力を求めるにも限界があります。こうした日本の家庭の変化は、医療に対して保健、福祉との連携を求めている、そのことがまた医療保険制度改革の最も基本的な課題となっているのであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。
高齢社会は、単に高齢者が多いというだけのものでありません。社会のあり方や公共政策の決定に、お年寄りの意見が今以上に強力に反映され

る社会でもあります。四人に一人以上のお年寄りがいる社会が間違いないやってくるのであれば、今準備しなければならぬことは明らかであります。少子化社会と高齢社会が求められるものは何か、ナショナルミニマムをどの程度に設定するか、そしてそれが負担するものか、それらの課題についての社会的合意を早期に形成し、多くのエネルギーを費やしてつくり上げていかなければなりません。生活大綱を掲げる総理がそれをどう実現されるのか、御所見をお伺いしたいのであります。

また、現在策定にかかっている新経済五カ年計画において、医療と福祉の連携についてどのように位置づけられようかとされているのか、この点についても明快な御答弁を求めるものであります。

このたび、医療保険審議会を創設することで、各種医療保険の一元化に本格的に着手される考えを明らかにされました。分立する諸制度の保険料徴収、移転、給付の機構への対応については、専門家の間でも意見が分かれていることであり、一元化については、それが統合一本化なのか、それとも制度間の負担の公平化と給付率の一元化を図る横並び一元化なのか、論点の整理が必要であります。それらの方向についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、医療保険審議会は、現在の社会保険審議会を改組し、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法で定める審議会から政令で定める審議会へと設置根拠を変えております。委員の構成は学識経験者だけでなく、三者構成の社会保険審議会とは大きくさま変わりをしていきます。私には、政府がこうした措置を講じることで審議会をコントロールしやすいものにしたのではないかと思えてなりません。これで果たして公正、公平な審議が確保できるでしょうか。だれのための一元化なのか、厳しく問われるのであります。明快な御答弁を求めるものであります。

次に、国庫補助率の引き下げについてお聞きいたします。

今回、政管健保の保険給付費に対する国庫補助率を、従来の一六・四％から一三・〇％へと約一％も切り下げる考えを示されました。これに対し、社会保険審議会も社会保障制度審議会も、暫定措置であり、かつ、政管健保の財政の安定が確保される範囲内であることを考慮して、当面やむを得ないとの答申を行いました。

私は、国庫補助率は社会保障への国の責任という観点から、安易に引き下げるべきではないと考えます。中期的な財政運営の期間をおおむね五年と考えておられるようですが、将来、健保の財政状況が悪化した場合に、保険料率の引き上げだけで均衡を図ることは断じて容認できないことであります。財政の改善には、当然国庫補助率の引き上げで対処すべきであると主張するものであります。この点をどうお考えか、明確にお答えをいただきます。

次に、高額療養費の取り扱いについてお伺いいたします。高額療養費制度は、被保険者の負担が過重にならないように導入されたものであり、現在、自己負担額のうち六万円を超えた分について支給されております。これには世帯合算もあり、同一世帯・同一月で自己負担額が三万円以上のものが二つ以上あった場合に、それらを合算し、合計額のうち六万円を超えた分が支給されます。この制度は、被保険者とその家族にとって大変ありがたい制度であります。大きな欠点がありません。

それは、自己負担額が三万円未満の場合、その合計額が十万円、二十万円になっても高額療養費の扱いにはならないということでもあります。制度の趣旨からいって、これは大きな欠陥であると言わねばなりません。〇Ａ化によって事務処理の効率化が図られている今日、これは速やかに改善すべきだと思っております。見解を承りたい。

近年、関心が高まっております入れ歯の問題について質問いたします。

という悩みをよく聞きます。原因として、若い歯科医師の歯形排列の技量が低下していること、患者に合う入れ歯をつくるには手間暇をかけなければならないが、診療報酬の関係でそれができないことなどが指摘されています。

自由診療でつくれば数十万円かかると言われておりますが、材料はほとんど変わらない。違うのは、患者にぴったり合わせていくための調整の時間であるといえます。保険の場合、入れ歯ばかりやっていたら経営はやっていけないし、手間暇かけて調整しても、その技術に対する診療報酬上の評価が非常に低いため、赤字がさらに膨らんでしまうのが現状であります。

お年寄りにとっても、保険でつくれば安いから、合わないけれども三つも四つもつくることになります。思わぬところで医療費のむだ遣いが行われているわけであり、これは是正すべきであります。どのような方針で臨まれるか、明らかにしていただきたいのであります。

経済大綱と言われて久しくなり、最近になってようやく政府の中にも、生活大綱を目指すという動きが出てまいりました。数字的には大綱であつても、国民生活、とりわけ老後の生活が保障されているかという点で疑問であると言わざるを得ません。一生懸命働いて、しかもなお老後が不安というのは、決して豊かな社会とは言えません。少子化社会への対応も考えるなら、これまで置き去りにされてきた家庭、家族にもう一度光を当て、家庭と地域社会を結びつけていくことが必要であります。

具体的には、医療と福祉サービスをどう結んでいくか、また、年金保険と医療保険をどう関連づけていくか、課題は多いのであります。今回の改正が、そうした国民の立場からの改革に大いに役立つものとなるよう要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

的ないいわゆる高齢化社会におきまして、国民のほぼ四人に一人が六十五歳以上の年齢になると見込まれております。このような急激な人口構成のいわゆる高齢化を迎えるに当たりまして、高齢者に対する保健福祉サービスの充実、あるいは子供が健康に生まれ育つことのできる環境をつくっていくこととは、極めて大きな課題でございます。いわゆる現役の勤労者に非常に大きな負担がかかる、急増をするという、そういう傾向線でございますから、そういう場合に社会保障の給付と負担のあり方をどのような水準に置くことが適正であるかというところは、これからますます各方面の御議論を重ねながら、適正な水準を求めていくことが大切であると認識をいたします。

このような認識のもとに、本格的な高齢化社会においても、年金あるいは医療保険について長期的に安定し、しかも公平な制度をつくり運営をしていくとともに、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」いわゆるゴールドプランでございますが、その着実な実現あるいは子供が健康に生まれ育つ環境づくりを推進していくという、このような課題を達成することによって生活大綱というものを現実化してまいりたいというふうに念願をいたしておるわけでございます。

そこで、そのような生活大綱の実現を目指しまして、現在、経済審議会において新たな経済計画、五カ年計画でございますが、その策定に向けて御審議をお願いをいたしているところでございます。高齢者や障害者を含め、国民が健康で安心して過ごすことができるような社会を構築していくことは、生活大綱の実現にとって最大の重要な柱でございますが、そのためには、医療と福祉の連携をより緊密なものとしてとらえていくことが必要と考えております。

そういう認識のもとに、今後の社会保障のあり方についても、現在、経済審議会において御検討いただくことをお願いをいたしております。夏

○内閣総理大臣(宮澤喜一君登壇) 二十一世紀の本格

前には大筋でのお考えを決めていただけると期待をいたしておるところでございます。

残りの問題は、厚生大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇〕

○国務大臣(山下徳夫君) 石田議員にお答えをいたします。

まず、医療保険制度の一元化についてのお尋ねであります。給付と負担の公平化の具体的なあり方、さらには医療保険制度の将来構想につきましては、関係者の間にさまざまな意見があることから、今回、医療保険制度の枠組み、給付の範囲、財源のあり方など幅広い観点から御議論をいただく場として、医療保険審議会の創設をお願いいたしております。この審議会における議論を十分踏まえて対処してまいりたいと考えております。

次に、医療保険審議会の創設につきましては、現在、国民健康保険については、専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を発展的に改組し、健康保険、船員保険、国民健康保険を通じて医療保険制度全般について審議する場として、医療保険審議会を創設することとしたのであります。

なお、医療保険審議会の構成等につきましては、関係者の御意見が十分反映されますように、現状を踏まえ、慎重に配慮をしております。

次に、国庫補助率についてのお尋ねでございますが、今回の改正は、政管健保の近年の財政状況を踏まえ、一層の財政運営の安定を期するため、現行の財政運営を、おおむね五年を通じて

財政の均衡が図られるような中期的財政運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率について所要の調整を行うものであります。

今回の国庫補助率の引き下げは、当分の間の暫定措置であり、政管健保に対する国庫補助のあり方については、基本的には、今後、医療保険制度における費用負担のあり方全般の中で検討していくことが適当であると考えております。

次に、高額療養費についてのお尋ねでございますが、高額療養費の支給は、医療機関が月単位で作成するレセプトを基礎とし、これを保険者において、同一世帯について合算して行うこととしております。また、レセプトの数は非常に多うございまして、少額のレセプトも含めてすべてのレセプトを合算することは極めて困難でございますから、自己負担額が三万円以上のレセプトについて合算を行うことにいたしております。

高額療養費の支給方法については、レセプトの機械処理の進捗状況等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、入れ歯の作成等の技術に対する診療報酬上の評価についてのお尋ねでございますが、この点につきましては、これまでも中央社会保険医療協議会の御審議を踏まえ、診療報酬改定を行う際には、所要の点数の引き上げ等を行ってきるところであります。本年四月一日実施予定の改定においても、良質な歯科医療の適正な評価という観点から、入れ歯の作成に関する技術料等の引き上げを行うこととしております。

今後とも、技術料重視の観点に立ち、中央社会保険医療協議会の御審議を踏まえながら、歯科診療報酬の合理化に努めてまいりたい所存でございます。

ます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 児玉健次君。

〔児玉健次君登壇〕

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに厚生大臣に質問いたします。

総務庁が一九八八年に行った世界青年意識調査によれば、自国に誇れるものを持っているかという質問に、社会福祉と答えた青年は、スウェーデンにおいて七一・六％、フランスで二六・〇％、イギリス一八・六％、日本では六・三％にとどまりました。日本の福祉の貧しさが青年の意識にも反映していることを示すものであります。世界に誇れる社会保障を築くことは、若い世代もすべての国民の共通の願いです。

この改正案が、国民の願いにとってどのような存在であるか、それが問われています。

質問の第一は、政府管掌健康保険における国庫負担の千三百十億円に及ぶ削減についてであります。

政府管掌健康保険への定率国庫負担は、健康保険法で二〇％から一六・四％までと明確に定められています。現在の国庫負担率一六・四％は、法が定める最低限度のものであります。それを暫定措置などと称して三・四％も引き下げ、加入者の保険料率は〇・二％しか下げない、これが本改正案の主な内容であります。このような大幅な国庫負担率の引き下げは政府管掌健康保険の歴史始まって以来のことであり、まさに言語道断のことだと言わなければなりません。

この間、政府管掌健康保険は黒字が続ぎ、一九

九一年度末には積立金が一兆四千億円に達しようとしていました。かつて三K赤字と言われ、国鉄、米と並んで赤字続きであった政府管掌健康保険がなぜ黒字となったのか。その原因は、まず、一九八四年に強行された健康保険本人一割自己負担に求められます。一割自己負担の導入以後、労働者の受診率が低下し、過労死と背中合わせの中で、労働者の多くは医療から遠ざけられています。加えて、医療の充実発展を困難にする診療報酬の改定、長期入院の厳しい抑制等があります。その結果生まれた黒字を理由に国庫負担の引き下げを図るといふ、このようなやり方を国民は断じて許しません。(拍手)

政府管掌健康保険は、中小企業労働者を主たる加入者としています。厳しい労働条件のもとで日本の産業を支える中小企業労働者を対象としたこの保険は、財政基盤が弱く、多くの関係者のひたむきな努力によって定率国庫負担の制度が発足したのであります。

総理が生活大國を言うのであれば、国庫負担の削減を撤回し、積立金は健康保険本人十割給付の復活、看護料等診療報酬の引き上げ、保険料の大幅引き下げに充てるべきです。総理並びに厚生大臣の明確な答弁を求めます。(拍手)

第二は、社会保険審議会を医療保険審議会とすることです。

社会保険審議会は、従来、被保険者を代表するものということで、労働者代表が加わった三者構成により管理運営にもかかわってまいりました。この改正案では、三者構成をやめ、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命することとしております。これでは労働者代表が排除をされることにな

ります。ILO・疾病保険の一般原則に関する勧告第二十九号において、「被保険者は、保険制度の運用上最直接的に利害関係を有する者なるを以て、選挙せられたる代表者を通じて保険制度の管理上重要な地位を占むべし。」と明記されています。これが国際的な規範です。そのゆえに社会保険審議会では、労働者代表が審議会委員として重要な地位を占めていました。これまでの審議会構成をなぜ変えるのですか。従来の構成を継続し、審議会における労働者代表として、現存する労働者労働組合のナショナルセンターのおのから代表を選ぶべきであります。

次に強調したいのは、新設の審議会が医療保険の一元化という名のもとに、健康保険本人の医療給付の水準を八割給付に引き下げたり、被用者保険への負担転嫁を行う場となることは、絶対に許されないということです。

以上の諸点について、厚生大臣の見解を求めます。(拍手)

第三は、標準報酬の引き上げと保険料の引き下げについてであります。

標準報酬月額の下限を現行の六万八千円から八万円とするともに、上限を現行の七十一万円から九十八万円に改定することとしています。標準報酬下限の引き上げは、直ちにパート労働者等約十万人に及ぶ低賃金労働者の保険料の引き上げをもたらし得ます。現行の保険料率千分の八十四を千分の八十二に下げることによる保険料の減額分は千二百四十億円、一方、標準報酬の上限、下限の引き上げによる財政的影響額、言い直せば保険料増額分は満年度において千二百三十億円です。保険料の若干の引き下げは標準報酬の改定によって

完全に帳消しとなつてはありませんか。政府が喧伝する保険料率の引き下げの実はこのようなものであります。標準報酬月額の下限を引き上げることはきつぱりと中止すべきではないか。厚生大臣の答弁を求めます。(拍手)

第四は、現行の単年度ごとの財政運営を五年度を見通した中期的財政運営に改め、現行の積立金を活用して事業運営安定資金を創設することについてであります。

政府が心の底から政府管掌健康保険の財政安定を願うのであれば、少なくとも国庫負担率の現状を維持し、あわせて一九八五年から始まった政府管掌健康保険の国庫負担一部繰り延べ措置の累積額、実に五千四百九十一億円、これは一九九一年度末のもですが、これを直ちに厚生保険特別会計に返却すべきではありませんか。総理並びに厚生大臣の見解を求めます。(拍手)

最後に、本年四月一日から実施される診療報酬についてであります。

今回の改定で、老人性白内障の眼内レンズに対する保険適用が実現しました。これは、全国の老人クラブ、四百九十市町村に及ぶ協議会が意見書を提出するという幅広くかつ粘り強い努力の結果であつて、全国のお年寄りに大変喜ばれています。しかし、今回の改定で見逃すことのできないものの一つに患者負担の問題があります。快適な環境を提供すると称して、差額ベッドがすべてのベッドの五割まで認められ、患者が費用を負担すれば、特別材料食の提供が認められました。日本の病室の環境は快適さとはほど遠いものであり、食事も含めて入院中の処遇改善を求める声が強くなっています。政府は、これにこたえるための措

置だとしていますが、特別にお金を出した患者だけがよい病室と上質の食事ができるというのでは、新たな差別が医療の現場に生じます。この背景には、厚生省の、一定水準以上のサービスは私的負担にゆだね、公的保険の給付範囲を限定するという意向があります。医療に患者の経済力による差別を持ち込むのではなく、公的保険によって医療の水準を確実に引き上げることが現在求められています。厚生大臣の明快な答弁を求めます。(拍手)

本改正案は、保険料率の引き下げ、出産手当金の支給期間の改善等はあるものの、国庫負担の削減、国民に新たな犠牲を強いる方向での医療保険一元化に向けた体制づくり等が改正の主要な内容であり、日本共産党は容認することができません。今医療に求められているのは、世界に類例のない老人に対する差別的医療をなくし、国民だれもが必要となるときに安心して医療を受けられる体制をつくることとあります。医療保険の改善とあわせて、予防、公衆衛生、治療、リハビリテーションの一貫した保健医療制度を確立することです。医療と福祉の連携強化が重要です。そして、医療機関における看護婦を初めとする職員の労働条件、配置基準等を抜本的に改善することが緊急の課題となつています。

日本の経済力を国民の暮らしに振り向ける意思さえあれば、これらの事業を実現することは完全に可能であります。そのことを述べて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕
○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 今回の改正は、政管健保につきまして一層の財政運営の安定を期し

ますために、中期的財政運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率について所要の調整を行うものであります。

また、今回の補助率の引き下げにより生じます財源につきましては、来年度予定しております看護婦等医療従事者の勤務条件の改善等を中心とした診療報酬改定の財源確保にも資するものといったしたいと考えております。

お尋ねの第二点は、厚生保険特別会計に返却のこととございましたが、政管健保の国庫補助額特別措置分につきましては、今後、国の財政状況や政管健保の収支状況を勘案しつつ、法律に基づいて適切に繰り戻し措置を講ずるように対処してまいりたいと思ひます。

自余の問題は、厚生大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇〕
○国務大臣(山下徳夫君) 児玉議員にお答えいたします。

今回の改正は、政管健保の近年の財政状況を踏まえて、一層の財政運営の安定を期するため、現行の財政運営を、おおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期的財政運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率について引き下げを行うものであり、国庫補助率の引き下げは妥当なものと考えております。

また、これにあわせて、出産手当金の支給期間の改善及び分娩費の改善を行うこととしたしております。

平成四年三月六日 衆議院會議録第八号 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する児玉健次君の質疑 朗読を省略した議長の報告

療報酬改定の財源確保にも資するものと考えております。

なお、政管健保における給付のあり方については、基本的には、今後、医療保険制度の給付と負担のあり方全体の中で検討することが妥当であると考えております。

次に、医療保険審議会の創設についてであります。現在、国民健康保険については専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を発展的に改組し、健康保険、船員保険、国民健康保険を通じて医療保険制度全般について審議をする場として、医療保険審議会を創設することとしたものであります。

なお、医療保険審議会の構成等につきましては、関係者の御意見が十分反映されるように、現状を踏まえ慎重な配慮をしてみたいと考えております。

次に、標準報酬の下限につきましては、従来から最低賃金法に基づく地域別最低賃金の最低額を考慮して定めており、今回も同様の考え方に基づき改定するものであります。

次に、政管健保の国庫補助減額特例措置につきましては、一般会計の財政状況が極めて厳しいこと等のために講ぜられた特別の措置であることから、国の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに繰り戻されるよう、適切に対処してみたいと考えております。

次に、患者の選択による差額ベッド等の取り扱いに関するお尋ねでございますが、本年四月一日実施予定の診療報酬改定においては、良質な医療の効率的な供給という考え方を基本とし、所要の点数の引き上げを行うほか、患者ニーズの高度

化、多様化に対応する観点から、一定の条件のもとで、差額ベッドに関する基準の見直し等を行うこととしており、医療を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しと考えております。

今後とも、診療報酬の合理化等を通じて、国民皆保険制度のもとで、必要な医療が適切かつ効率的に供給されるように努めてまいります所存でございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 山下 徳夫君
郵政大臣 渡辺 秀央君
自治大臣 堀川正十郎君
国務大臣 岩崎 純三君

出席政府委員

厚生省保険局長 黒木 武弘君
社会保険庁運営部長 奥村 明雄君
兼内閣審議官

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)
一、去る四日、櫻内議長は、官澤内閣総理大臣申

し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房会計課長 藤崎 一郎

一、昨五日、櫻内議長は、官澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長事務代理 七尾 清彦

(政府委員任命)

一、去る四日、官澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、四日議長において承認した藤崎一郎を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨五日、官澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、五日議長において承認した七尾清彦を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る四日、官澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務大臣官房会計課長	阿南 惟茂	在アト日本国総領事館総領事	平 四・三

(政府委員解任)

一、昨五日、官澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(外務省情報調査局長)鈴木勝也の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

和田 一仁君

補欠 永末 英一君

永末 英一君

和田 一仁君

商工委員

川端 達夫君

補欠 中野 寛成君

中野 寛成君

川端 達夫君

労働委員

岡崎 宏美君

補欠 小岩井 清君

小岩井 清君

岡崎 宏美君

科学技術委員

永末 英一君

補欠 和田 一仁君

和田 一仁君

永末 英一君

予算委員

愛野興一郎君

補欠 石井 一君

小岩井 清君

岡崎 宏美君

関 晴正君

伊藤 茂君

日笠 勝之君

井上 義久君

菅野 悦子君

東中 光雄君

中野 寛成君

川端 達夫君

橋崎弥之助君

菅 直人君

伊藤 茂君

関 晴正君

石井 一君

愛野興一郎君

岡崎 宏美君

小岩井 清君

井上 義久君

日笠 勝之君

平成四年三月六日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

川端 達夫君 菅 直人君 議長運営委員	中野 寛成君 楢崎弥之助君	科学技術委員 中谷 元君 萩山 教蔵君 吉岡 賢治君 渡部 一郎君 伊東 秀子君 日笠 勝之君	研究交流促進法の一部を改正する法律案 獣医師法の一部を改正する法律案 獣医療法案 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 (議案付託)
小岩井 清君 土肥 隆一君 土肥 隆一君 小岩井 清君	相沢 英之君 越智 伊平君 伊東 秀子君 日笠 勝之君	補欠 和田 一仁君 永末 英一君 和田 一仁君 永末 英一君	獣医師法の一部を改正する法律案 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号) 獣医療法案(内閣提出第四五号) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
赤城 徳彦君 今枝 敬雄君 吉岡 賢治君 相沢 英之君 越智 伊平君 伊東 秀子君 赤城 徳彦君 今枝 敬雄君 吉岡 賢治君	補欠 相沢 英之君 越智 伊平君 伊東 秀子君 赤城 徳彦君 今枝 敬雄君 吉岡 賢治君	予算委員 関 晴正君 石田 祝穂君 日笠 勝之君 古堅 実吉君 志賀 一夫君 木島日出夫君 近江巳記夫君 鍛冶 清君	以上三件 農林水産委員会 付託 研究交流促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号) 科学技術委員会 付託 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)
伊藤 英成君 中野 寛成君 伊藤 英成君 中野 寛成君	補欠 中野 寛成君 伊藤 英成君 中野 寛成君	農林水産委員 柳田 稔君 小平 忠正君 柳田 稔君 小平 忠正君	議院運営委員 東中 光雄君 三浦 久君 東中 光雄君 三浦 久君
相沢 英之君 日笠 勝之君 東中 光雄君 浅野 勝人君 越智 伊平君 伊東 秀子君 筒井 信隆君 中野 寛成君 岡田 利春君 伊藤 英成君	補欠 浅野 勝人君 渡部 一郎君 古堅 実吉君 中谷 元君 萩山 教蔵君 吉岡 賢治君 岡田 利春君 伊藤 英成君 筒井 信隆君 中野 寛成君	予算委員 今枝 敬雄君 小林 興起君 田並 胤明君 衛藤 晟一君 久野統一郎君 秋葉 忠利君 今枝 敬雄君 田並 胤明君	特別委員 渡部 一郎君 今津 寛君 渡部 一郎君 今津 寛君
伊藤 英成君 中野 寛成君 伊藤 英成君 中野 寛成君	補欠 中野 寛成君 伊藤 英成君 中野 寛成君	安全保障委員 神田 厚君 永末 英一君 神田 厚君	一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案(永井孝信君外六名提出)

恩給法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成四年二月十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千円」に改める。

第七十五条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に改める。

別表第二号表中「五、〇二四、〇〇〇円」を「五、二二七、〇〇〇円」に、「四、一八六、〇〇〇円」を「四、三三七、〇〇〇円」に、「三、四四九、〇〇〇円」を「三、五八一、〇〇〇円」に、「二、七二八、〇〇〇円」を「二、八三三、〇〇〇円」に、「一、二〇八、〇〇〇円」を「一、二九三、〇〇〇円」に、「一、七八四、〇〇〇円」を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、三四五、〇〇〇円」を

「五、五五〇、〇〇〇円」に、「四、四三四、〇〇〇円」を「四、六〇四、〇〇〇円」に、「三、八〇四、〇〇〇円」を「三、九五〇、〇〇〇円」に、「三、一二五、〇〇〇円」を「三、二四五、〇〇〇円」に、「二、五〇六、〇〇〇円」を「二、六〇二、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、七一八、〇〇〇円」を「四、八九九、二〇〇円」に、「四、三五八、三〇〇円」を「四、五二五、七〇〇円」に、「四、一七六、八〇〇円」を「四、三三七、二〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一八七、九〇〇円」に、「二、八四五、五〇〇円」を「二、九五〇円」に、「二、八四七、七〇〇円」に、「二、四四六、九〇〇円」を「二、五四〇、九〇〇円」に、「一、九九九、六〇〇円」を「二、〇七六、四〇〇円」に、「一、九三三、六〇〇円」を「一、九九七、五〇〇円」に、「一、七九八、四〇〇円」を「一、八六七、五〇〇円」に、「一、七四八、七〇〇円」を「一、八二五、九〇〇円」に、「一、六九七、七〇〇円」を「一、七六二、九〇〇円」に、「一、四九五、一〇〇円」を「一、五五二、五〇〇円」に、「一、三三六、三〇〇円」を「一、三七七、二〇〇円」に、「一、二七九、七〇〇円」を「一、三二八、八〇〇円」に、「一、二四七、〇〇〇円」を「一、二九四、九〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、二六四、八〇〇円」に、「一、一八九、一〇〇円」を「一、二三四、八〇〇円」に、「一、一四二、八〇〇円」を「一、一八六、七〇〇円」に、「一、五九二、〇〇〇円」を「一、六五三、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、七一八、〇〇〇円」を

「四、八九九、二〇〇円」に、「四、三五八、三〇〇円」を「四、五二五、七〇〇円」に、「四、一七六、八〇〇円」を「四、三三七、二〇〇円」に、「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一八七、九〇〇円」に、「二、八四五、五〇〇円」を「二、九五四、八〇〇円」に、「二、四四六、九〇〇円」を「二、五四〇、九〇〇円」に、「二、三三三、七〇〇円」を「二、四二二、九〇〇円」に、「一、九九七、五〇〇円」に、「一、七九八、四〇〇円」を「一、八六七、五〇〇円」に、「一、六九七、七〇〇円」を「一、七六二、九〇〇円」に、「一、五九五、三〇〇円」を「一、六五六、六〇〇円」に、「一、四九五、一〇〇円」を「一、五五二、五〇〇円」に、「一、四四九、五〇〇円」を「一、五〇五、二〇〇円」に

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		七、〇八五、四〇〇円
中將		六、三三四、七〇〇円
少將		五、〇一六、六〇〇円
大佐		四、三三七、二〇〇円
中佐		四、一五〇、二〇〇円
少佐		三、二四三、三〇〇円
大尉		二、七四六、四〇〇円
中尉		二、一八一、二〇〇円
少尉		一、八六七、五〇〇円
准士官		一、七二一、八〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、四一九、一〇〇円

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百五十九万二千円」を「百六十五万三千円」に、「百二十三万八千円」を「百二十八万六千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

軍曹又は一等兵曹	一、三三八、八〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、二九四、九〇〇円
兵	一、一八六、七〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、六二七、〇〇〇円」を「一、六八九、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、四七九、〇〇〇円」を「一、五三六、〇〇〇円」に、「一、一八七、〇〇〇円」を「一、二三三、〇〇〇円」に、「九五五、〇〇〇円」を「九九二、〇〇〇円」に、「八四五、〇〇〇円」を「八七七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、〇八五、四〇〇円	六、九一四、七〇〇円
六、三二四、七〇〇円	六、二〇〇、七〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	四、八九九、二〇〇円
四、三三七、二〇〇円	四、一八七、九〇〇円
四、一五〇、二〇〇円	三、九五八、一〇〇円
三、二四三、三〇〇円	三、一二九、一〇〇円
二、七四六、四〇〇円	二、五四〇、九〇〇円
二、一八一、二〇〇円	一、九九七、五〇〇円
一、八六七、五〇〇円	一、七六一、九〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、二九四、九〇〇円
一、三三八、八〇〇円	一、二三四、八〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、〇四五、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
七、〇八五、四〇〇円	七、六一六、八〇〇円
六、三二四、七〇〇円	六、七九四、三〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	五、七四九、六〇〇円
四、三三七、二〇〇円	五、〇一六、六〇〇円
四、一五〇、二〇〇円	四、七二三、〇〇〇円
三、二四三、三〇〇円	三、七六一、八〇〇円
二、七四六、四〇〇円	三、一二九、一〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、四九三、三〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、一八一、二〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、九六九、九〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、六〇四、三〇〇円
一、三三八、八〇〇円	一、五〇五、二〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、四五七、九〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、三三八、八〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、七四六、四〇〇円	二、九五四、八〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、三五六、四〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、〇七六、四〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、八六七、五〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
二、七四六、四〇〇円	三、四〇五、四〇〇円

二、一八一、二〇〇円	二、六七八、四〇〇円
一、八六七、五〇〇円	二、四二一、九〇〇円
一、七二一、八〇〇円	二、一八一、二〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百二十三万八千円」を「百二十八万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三年四月分」を「平成四年四月分」に改め、同項の表中「九八九、五〇〇円」を「一、〇二七、五〇〇円」に、「七四二、一〇〇円」を「七七〇、六〇〇円」に、「五九三、七〇〇円」を「六一六、五〇〇円」に、「四九四、八〇〇円」を「五一三、八〇〇円」に、「六九一、九〇〇円」を「七一八、五〇〇円」に、「五一八、九〇〇円」を「五三八、九〇〇円」に、「四一五、一〇〇円」を「四三一、一〇〇円」に、「三三六、〇〇〇円」を「三五九、三〇〇円」に改め、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、八三〇、二〇〇円」を「三、九七七、三〇〇円」に、「三、一四四、七〇〇円」を「三、三二七、四〇〇円」に、「二、六四〇、三〇〇円」を「二、七四一、七〇〇円」に、「二、〇九二、八〇〇円」を「二、一七三、二〇〇円」に、「一、七〇二、〇〇〇円」を「一、七六七、四〇〇円」に、「一、三七九、一〇〇円」を「一、四三三、一〇〇円」に、「一、二五三、八〇〇円」を「一、三〇一、九〇〇円」に、「一、一四一、二〇〇円」を「一、一八五、〇〇〇円」に、「九一七、五〇〇円」を「九五二、七〇〇円」に、「七四二、三〇〇円」を「七六九、八〇〇円」に、「六五二、二〇〇円」を「六七七、二〇〇円」に改め、同条第三項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項第一号中「二十三万六千三百円」を「二十四万四千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万五千円」を「十三万九千五百円」に改め、同条第二項中「十一万四千七百円」を「十一万九千四百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十四万六千円」を「三十五万九千三百円」に、「二十五万九千五百円」を「二十六万九千五百円」に改め、同条第四項中「六万八千三百円」を「七万二千八百五十円」に改める。

に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改正)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成四年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成四年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成四年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成四年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成四年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成四年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成四年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項(改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。)又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成四年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」

という。)附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成四年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第十一条 傷病者遺族特別年金については、平成四年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成四年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる

金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職權改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。(多額所得による恩給停止についての経過措置)第十四条 平成四年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一、〇〇六、八〇〇円	一、〇四五、五〇〇円
一、〇五一、四〇〇円	一、〇九一、八〇〇円
一、〇九七、四〇〇円	一、一三九、五〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八九、一〇〇円	一、二三四、八〇〇円

一、二二八、〇〇〇円	一、二六四、八〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、二九四、九〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、三三八、八〇〇円
一、三二六、三〇〇円	一、三七七、二〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、四一九、一〇〇円
一、四〇四、〇〇〇円	一、四五七、九〇〇円
一、四四九、五〇〇円	一、五〇五、二〇〇円
一、四九五、一〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、五四五、〇〇〇円	一、六〇四、三〇〇円
一、五九五、三〇〇円	一、六五六、六〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、七二一、八〇〇円
一、六九七、七〇〇円	一、七六二、九〇〇円
一、七四八、七〇〇円	一、八一五、九〇〇円
一、七八八、四〇〇円	一、八六七、五〇〇円
一、八九七、一〇〇円	一、九六九、九〇〇円
一、九二三、六〇〇円	一、九九七、五〇〇円
一、九九九、六〇〇円	二、〇七六、四〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、一八一、二〇〇円
二、二二二、二〇〇円	二、二九七、一〇〇円
二、二六九、三〇〇円	二、三五六、四〇〇円
二、三三三、七〇〇円	二、四二二、九〇〇円
二、四〇一、一〇〇円	二、四九三、三〇〇円
二、四四六、九〇〇円	二、五四〇、九〇〇円
二、五七九、四〇〇円	二、六七八、四〇〇円
二、六四四、八〇〇円	二、七四六、四〇〇円

二、七二三、五〇〇円	二、八一七、七〇〇円
二、八四五、五〇〇円	二、九五四、八〇〇円
二、九七八、六〇〇円	三、〇九三、〇〇〇円
三、〇二三、四〇〇円	三、一二九、一〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、二四三、三〇〇円
三、二七九、五〇〇円	三、四〇五、四〇〇円
三、四三四、〇〇〇円	三、五六五、九〇〇円
三、五二九、六〇〇円	三、六六五、一〇〇円
三、六二二、七〇〇円	三、七六一、八〇〇円
三、八一七、七〇〇円	三、九五八、一〇〇円
三、九九六、七〇〇円	四、一五〇、二〇〇円
四、〇三三、〇〇〇円	四、一八七、九〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、三三七、二〇〇円
四、三五八、三〇〇円	四、五二五、七〇〇円
四、五三八、七〇〇円	四、七二三、〇〇〇円
四、七一一、〇〇〇円	四、八九九、二〇〇円
四、八三一、一〇〇円	五、〇一六、六〇〇円
四、九五二、六〇〇円	五、一四一、七〇〇円
五、一八三、八〇〇円	五、三八二、九〇〇円
五、四一八、六〇〇円	五、六二六、七〇〇円
五、五三七、〇〇〇円	五、七四九、六〇〇円
五、六四九、二〇〇円	五、八六六、一〇〇円
五、八七二、〇〇〇円	六、〇九七、五〇〇円
五、九七一、四〇〇円	六、二〇〇、七〇〇円
六、〇八一、二〇〇円	六、三三四、七〇〇円

六、二七五、五〇〇円	六、五一六、五〇〇円
六、四七一、七〇〇円	六、七二〇、二〇〇円
六、五〇八、三〇〇円	六、七五八、二〇〇円
六、五四三、〇〇〇円	六、七九四、三〇〇円
六、五七七、七〇〇円	六、八三〇、三〇〇円
六、六五九、〇〇〇円	六、九一四、七〇〇円
六、八二三、四〇〇円	七、〇八五、四〇〇円
六、九八七、八〇〇円	七、二五六、一〇〇円
七、〇六九、〇〇〇円	七、三四〇、四〇〇円
七、一五二、三〇〇円	七、四二六、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇〇六、八〇〇円未満の場合又は七、一五二、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三八四を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理 由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合

勘案し、恩給年額を三・八四％引き上げるほか、各種加算額等についても所要の改定を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。

2 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

(一) 普通恩給の最低保障額

区 分	実在職年数	現行年額	平成四年四月 改定年額
六十五歳以上の者	最短恩給年限以上	九八九、五〇〇円	一、〇二七、五〇〇円
	九年以上	七四二、一〇〇円	七七〇、六〇〇円
	最短恩給年限未満	五九三、七〇〇円	六一六、五〇〇円
	六年以上九年未満	四九四、八〇〇円	五二三、八〇〇円
	六年未満	四四二、一〇〇円	五一一、八〇〇円
六十五歳未満の者 (傷病恩給受給者を除く。)	最短恩給年限以上	七四二、一〇〇円	七七〇、六〇〇円
	九年以上	七四二、一〇〇円	七七〇、六〇〇円
	六年以上九年未満	五九三、七〇〇円	六一六、五〇〇円
	六年以上九年未満	四九四、八〇〇円	五一一、八〇〇円
	六年未満	四四二、一〇〇円	五一一、八〇〇円

(二) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	平成四年四月 改定年額
最短恩給年限以上	六九一、九〇〇円	七一一、五〇〇円
九年以上	五一八、九〇〇円	五三八、九〇〇円
最短恩給年限未満	四一五、一〇〇円	四三一、一〇〇円
六年以上九年未満	三五六、〇〇〇円	三五九、三〇〇円

3 公務関係扶助料の最低保障額等の増額

(一) 公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	平成四年四月 改定年額
公務扶助料	一、五九二、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 一、七〇六、七〇〇円〕	一、六五三、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 一、七七一、四〇〇円〕

増加非公死扶助料及び特例
扶助料

一、二三八、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 一、三五二、七〇〇円〕	一、二八六、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 一、四〇五、四〇〇円〕
---	---

4

(一) 公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成四年四月分以降、十二万四千七百円から十一万九千四百円に引き上げること。

傷病恩給の基本年額の増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

(一) 増加恩給

区 分	現行年額	平成四年四月 改定年額
第一項 症	五、〇二四、〇〇〇円	五、二一七、〇〇〇円
第二項 症	四、一八六、〇〇〇円	四、三四七、〇〇〇円
第三項 症	三、四四九、〇〇〇円	三、五八一、〇〇〇円
第四項 症	二、七二八、〇〇〇円	二、八三三、〇〇〇円
第五項 症	二、二〇八、〇〇〇円	二、二九三、〇〇〇円
第六項 症	一、七八四、〇〇〇円	一、八五三、〇〇〇円
第七項 症	一、六二七、〇〇〇円	一、六八九、〇〇〇円

(二) 傷病年金

区 分	現行年額	平成四年四月 改定年額
第一 款 症	一、四七九、〇〇〇円	一、五三六、〇〇〇円
第二 款 症	一、一八七、〇〇〇円	一、二三三、〇〇〇円
第三 款 症	九五五、〇〇〇円	九九二、〇〇〇円
第四 款 症	八四五、〇〇〇円	八七七、〇〇〇円

(三) 特例傷病恩給

区 分	現行年額	平成四年四月 改定年額
第一 項 症	三、八三〇、二〇〇円	三、九七七、三〇〇円

5

傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額
(一) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

第 二 項 症	三、一九四、七〇〇円	三、三二七、四〇〇円
第 三 項 症	二、六四〇、三〇〇円	二、七四一、七〇〇円
第 四 項 症	二、〇九一、八〇〇円	二、一七三、二〇〇円
第 五 項 症	一、七〇二、〇〇〇円	一、七六七、四〇〇円
第 六 項 症	一、三七九、一〇〇円	一、四三二、一〇〇円
第 一 款 症	一、二五三、八〇〇円	一、三〇一、九〇〇円
第 二 款 症	一、一四一、二〇〇円	一、一八五、〇〇〇円
第 三 款 症	九一七、五〇〇円	九五二、七〇〇円
第 四 款 症	七四一、三〇〇円	七六九、八〇〇円
第 五 款 症	六五二、二〇〇円	六七七、二〇〇円

6

(一) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成四年四月分以降、六万八千三百円から七万二千八百五十円に引き上げること。
寡婦加算の増額
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	平 成 四 年 四 月 額
傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族	三四六、〇〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 四一四、三〇〇円〕	三五九、三〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 四三二、一五〇円〕
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	二五九、五〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 三二七、八〇〇円〕	二六九、五〇〇円 〔遺族加算を含んだ額 三四二、三五〇円〕
扶養遺族数等	現 行 年 額 二三六、三〇〇円	平 成 四 年 四 月 額 二四四、二〇〇円
扶養遺族である子二人以上		

7 扶養加給の増額

(一) 増加恩給又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、平成四年四月分以降、一人につき五万四千円から六万六千円に引き上げるとともに、妻がない場合の一人に係る加給の年額を、同年同月分以降、十二万六千円から十三万二千円に引き上げること。

8 施行期日

この法律は、平成四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に約四百五十九億七千五百万円が計上されている。
右報告する。

扶養遺族である子一人	一三五、〇〇〇円
扶養遺族である子を有しない六十歳以上	一三九、五〇〇円

平成四年三月五日

内閣委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

出資業務に係る経理及び」に、「特別の勘定（以下「衛生所有勘定」を「及び「研究開発出資勘定」に、

「それぞれ特別の勘定(以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「研究開発出資勘定」及び「中」衛星所有勘定)を「中」及び研究開発出資勘定に、「衛星所有勘定及び」を「研究開発出資勘定及び」に改める。

附則第九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 通信・放送衛星機構は、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、郵政大臣(この法律による改正後の通信・放送機構法第二十八條第一項第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む))に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日その効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に通信・放送機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の通信・放送機構法第八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法

(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改め、同条第一項中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改め、放送衛星機構法を「通信・放送機構法」に改める。

第八條第四項中「中」郵政大臣の下に「(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」を加える。

第十一條を次のように改める。

(機構法の適用)

第十一條 第六條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「通信・放送開発法」という。)

第六條第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「金融関連業務」という。)

と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は金融関連業務」と、機構法第三十四條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び通信・放送開発法第六條第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。)

に係る勘定」と、機構法第三十四條第三項及び第四十二條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第

三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十一條第二項中「研究開発出資勘定に係る出資」とあるのは「研究開発出資勘定に係る出資、通信・放送開発法第十條に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資」と、機構法第四十二條第一項中「及び一般勘定」とあるのは「通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。)

に係る勘定並びに一般勘定」と、同条第二項中「及び一般勘定」とあるのは「債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定」と、機構法第四十三條第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合(金融関連業務に係る第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可又は第三十二條第一項の規定による承認をしようとするときを除く。)

附則第四條の表中

機構法第二十九條第一項及び第三十五條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第二十九條第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第三十一條及び第三十二條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」
機構法第三十一條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第三十二條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第三十三條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」
機構法第三十四條第三項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第三十五條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第三十八條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」
機構法第三十九條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第四十條第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」	機構法第四十二條第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)」

機構法第十九条第四項、第二十九
条第三十一條、第三十二條、第
三十五條、第三十八條、第三十九
条及び第四十條第一項中「研究開
発出資業務」とあるのは「研究開
発出資業務又は金融関連業務」と
改める。

機構法第十九条第四項、第二十九
条第三十一條、第三十二條、第
三十五條、第三十八條、第三十九
条及び第四十條第一項中「研究開
発出資業務」とあるのは「研究開
発出資業務又は金融関連業務」と
改める。

に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第六条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年
法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「通信・放送衛星機構」を
「通信・放送機構」に改め、同条中「通信・放送
衛星機構」を「通信・放送機構」に、「通信・放送
衛星機構法」を「通信・放送機構法」に改める。

第七条第四項中「中」郵政大臣の下に「研究
開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大
臣」を加える。

第八条第一項を次のように改める。

第六条の規定により機構の業務が行われる
場合には、機構法第十七条第二項中「研究
開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務
又は電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気
通信基盤法」という。)第六条に規定する業務
(以下「電気通信基盤金融関連業務」という。)
と、機構法第十九条第四項、第二十九條、第
三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出
資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は電
気通信基盤金融関連業務」と、機構法第三十
九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号

中「この法律」とあるのは「この法律又は電気
通信基盤法」と、機構法第四十三條中「次の場
合」とあるのは「次の場合(電気通信基盤金融
関連業務に係る第二十九條第一項の規定によ
る認可をしようとするときを除く。)」と、機
構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」
とあるのは「第二十八條第一項及び電気通信
基盤法第六條」とする。

第十四條及び第十五條第一項中「十萬元」を
「二十萬元」に改める。

(放送法の一部改正)
第七条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)
の一部を次のように改正する。

第九条の二中「通信・放送衛星機構」を「通信・
放送機構」に改める。

(地方税法の一部改正)
第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「通信・放送
衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。
第五百八十六條第二項第二十七号の二中「通
信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に、「通

信・放送衛星機構法」を「通信・放送機構法」に
改める。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の
一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表通信・放送衛星機構の項
を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭
和五十四年法律第四十
六号)

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の
一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表通信・放送衛星機構の項
を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭
和五十四年法律第四十
六号)

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「通信・放送衛星機構」を「通信・
放送機構」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)
の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表通信・放送衛星機構の項
を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭
和五十四年法律第四十
六号)

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百
四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「通信・放送衛星機構」を
「通信・放送機構」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二
百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号及び第五條第二十二号の十
五中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」
に改める。

理 由

電気通信分野における急速な技術革新の
動向を踏まえて、通信・放送技術の向上を図るた
め、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称
し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究
開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設
の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に
行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、電気通信分野における急速な
技術革新の動向を踏まえて、通信・放送技術の
向上を図るため、通信・放送衛星機構を通信・放
送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通
信・放送研究開発の実施、研究開発を行うため
の基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の
業務を総合的に行わせる等所要の改正を行おう
とするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 題名の改正
この法律の題名を「通信・放送機構法」に改めること。
- 2 目的の追加
通信・放送機構の目的として、高度通信・放送研究開発の実施等の業務を総合的に行うことにより、通信・放送技術の向上を図り、もって電気通信の健全な発達に資することを追加すること。
- 3 定義
(一) この法律において「通信・放送技術」とは、電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいうこと。
(二) この法律において「高度通信・放送研究開発」とは、通信・放送技術に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいうこと。
(三) この法律において「特定研究開発基盤施設」とは、高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備であつて、高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供されるものをいうこと。
- 4 名称
通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構（以下「機構」という。）に改めること。
- 5 業務
機構の業務として、次に掲げる業務を追加すること。
(一) 通信・放送技術の実用化に資する高度通信・放送研究開発であつて民間においては、その実施が期待されないものを行うこと。
(二) 特定研究開発基盤施設を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供するために必要な資金を供給するための

- 出資を行うこと。
(二) 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。
- 6 財務及び会計
機構は、5の（一）及び（二）の業務並びに5の（二）の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- 7 大蔵大臣等との協議
大蔵大臣等との協議について所要の規定の整備を行うこと。
- 8 その他
5の（二）の業務に関する大蔵大臣の権限の規定、罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。
- 9 施行期日及び定款の変更等
(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、（二）の規定は公布の日から施行すること。
(二) 通信・放送衛星機構は、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、郵政大臣等の認可を受けるものとする。
- （三） 其他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 議案の可決理由
本案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上を図るための業務を追加するとともに、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称する等所要の規定の整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成四年度一般会計予算郵政省所管に、電気通信研究開発等普及促進事業費補助金として通信・放送機構に約三千七百万円及び通信・放送機構出資金として同機構に一億三千万円並びに同年度産業投資特別会計予算に同機構への出資十億円が、それぞれ計上されている。
右報告する。
平成四年三月五日
通信委員長 谷垣 禎一
衆議院議長 櫻内 義雄殿
〔別紙〕
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。
一 電気通信は技術先導的な分野であり、その研究開発に当たっては、国、NTT、NHK、その他の研究開発動向にも十分配意し、長期的・総合的な研究開発方針のもとに効率的な実施を図られるよう努めること。
二 通信・放送機構については、現在及び将来の通信・放送に係る諸施策を勘案し、今後の情報化の進展により有効な役割を果たせるよう、その機能の充実、必要な資金の確保等に努めること。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進するための措置を講ずることにより、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進し、もって電気通信による情報の流通の円滑化に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法昭和四十七年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。
2 この法律において「有線テレビジョン放送番組充実事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、有線テレビジョン放送の放送番組（以下この項（第三号を除く。）において単に「放送番組」という。）の制作に必要な設備その他のこれらの業務を行うための設備を備える施設を整備してこれを行うものをいう。
一 放送番組を制作する者と共同して放送番組の制作を行い、若しくは放送番組を制作する者からの委託を受けて放送番組の制作の一部を行い、又は放送番組の制作に必要な設備を放送番組を共同して制作する者の利用に供する業務
二 委託を受けて、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者をい

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法
平成四年二月十五日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

う。次号において同じ。に通信衛星を利用し
て放送番組を提供する業務

三 放送番組に関する情報を収集し、分類し、
整理し、保管し、及び有線テレビジョン放送
事業者が提供する業務

四 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視
聴させる業務

(基本指針)

第三条 郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発
達及び普及を促進するため、有線テレビジョン
放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針
(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定め
るものとする。

一 有線テレビジョン放送の発達及び普及の促
進に関する基本的な方向

二 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施
する者の要件に関する事項

三 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容
(整備に係る施設を含む。)に関する事項

四 有線テレビジョン放送番組充実事業が行わ
れる地域に関する事項

五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施
方法に関する事項

六 その他有線テレビジョン放送番組充実事業
の実施に際し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを更
更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ
ばならない。

(実施計画の認定)

第四条 有線テレビジョン放送番組充実事業を实

施しようとする者(当該事業を実施する法人を
設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実
施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作
成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計
画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなけ
ればならない。

一 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施
する者に関する事項

二 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容
(整備しようとする施設を含む。)

三 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施
する場所

四 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施
方法

五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施
時期

六 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施
に必要な資金の額及びその調達方法

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場
合において、その実施計画が基本指針に照らし
適切であるものであり、かつ、当該実施計画が確実
に実施される見込みがあると認めるときは、同
項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の
設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に
係る実施計画を変更しようとするときは、郵政
大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用す
る。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施
計画(第一項の規定による変更の認定があつた
ときは、その変更後のもの。以下「認定計画」と
いう。)に係る有線テレビジョン放送番組充実事
業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が
当該認定計画に従つて有線テレビジョン放送番
組充実事業を実施していないと認めるときは、
その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機種の業務の特例)

第六条 通信・放送機種(以下「機種」という。)は、
通信・放送機種法(昭和五十四年法律第四十六
号。以下「機種法」という。)第二十八条第一項に
規定する業務のほか、この法律の目的を達成す
るため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る有線テレビジョン放送番組
充実事業の実施に必要な資金の出資を行うこ
と。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託等)

第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を
受けて、前条第一号に掲げる業務(出資の決定
を除く。)の一部を金融機関に委託することがで
きる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、
前項の規定による委託を受け、当該業務を行う
ことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融
機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事す
るものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ
の他の罰則の適用については、法令により公務
に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定によ

り業務の委託を受けた金融機関について準用す
る。この場合において、同条第一項中「郵政大
臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又
は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大
臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受
けた業務」と、「事務所」とあるのは「その委託
を受けた業務に關し業務の状況」と読み
替へるものとする。

(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われ
る場合には、機構法第五條第二項中「研究開発
出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は有
線テレビジョン放送の発達及び普及のための有
線テレビジョン放送番組充実事業の推進に關す
る臨時措置法(以下「有線テレビジョン放送番組
充実法」という。)第六條に規定する業務(以下
「有線テレビジョン放送番組充実法」という。)

とあるのは、有線テレビジョン放送番組充実法
第六條に規定する業務に必要な資金又は」と、
機構法第十七條第二項、第十九條第四項、第二
十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研
究開発出資業務」とあるのは「有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン
放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研
究開発出資業務」という。)

機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は有線テレビジョン放送番組充実法」と、機構法第四十三条第一項第一号中、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務）とあるのは若しくは第二十九条第一項の規定による認可（出資業務）に係るものを除く。）、第二十八条第二項の規定による認可（研究開発出資業務に係るものを除く。）、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可（研究開発出資業務等）と、同条第二項第一号中又は第二十九条第一項の規定による認可とあるのは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可（有線テレビジョン放送番組充実法第六条に規定する業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分（有線テレビジョン放送番組充実法第六条に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び有線テレビジョン放送番組充実法第六条」とする。

(資金の確保等)

第九条 政府は、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十一条 第七条第四項において準用する機構法

第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

第四条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第六十九号を第七十号とし、第六十八号を第六十九号とし、第六十七号を第六十八号とし、第六十六号の次に次の一号を加える。

六十七 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実

事業の推進に関する臨時措置法（平成四年法律第 号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の二十を第二十二号の二十一とし、第二十二号の十九を第二十二号の二十とし、第二十二号の十八の次に次の一号を加える。

二十二の十九 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十八号」を「第六十九号」に改め、同条第八項中「第六十九号」を「第七十号」に改める。

理 由

有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進するための措置を講ずることにより、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進し、もって電気通信による情報の流通の円滑化に寄与すること。

2 定義

(一) この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいうこと。

(二) この法律において「有線テレビジョン放送番組充実事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、これらの業務を行うための設備を備える施設を整備してこれを行うものをいうこと。

(1) 有線テレビジョン放送の放送番組（以下(3)を除く。）において単に「放送番組」という。）を制作する者と共同して放送番組の制作を行い、若しくは放送番組を制作する者からの委託を受けて放送番組の制作の一部を行い、又は放送番組の

- 制作に必要な設備を放送番組を共同して制作する者の利用に供する業務
- (2) 委託を受けて、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者をいう。(3)において同じ。)に通信衛星を利用して放送番組を提供する業務
- (3) 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、保管し、及び有線テレビジョン放送事業者に提供する業務
- (4) 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させる業務
- 3 基本指針
- (一) 郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送番組充実事業に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定め、これを公表すること。
- (二) 基本指針には、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する次に掲げる事項について定めること。
- (1) 有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向
- (2) 実施する者の要件に関する事項
- (3) 内容に関する事項
- (4) 地域に関する事項
- (5) 実施方法に関する事項
- (6) その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- (三) その他基本指針の変更についての所要の規定を設けること。
- 4 実施計画の認定等

- (一) 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができること。
- (二) 実施計画には有線テレビジョン放送番組充実事業に関する次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
- (1) 実施する者に関する事項
- (2) 内容
- (3) 実施する場所
- (4) 実施方法
- (5) 実施時期
- (6) 事業の実施に必要な資金の額及び調達方法
- (三) その他郵政大臣の認定、実施計画の変更等について所要の規定を設けること。
- 5 通信・放送機構の特例
- (一) 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
- (1) 認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資
- (2) (1)の業務に附帯する業務
- (二) その他業務の委託等について所要の規定を設けること。
- 6 機構法の適用

- 機構に追加される業務について大蔵大臣が主務大臣として加わること等に伴う機構法の適用について所要の規定を設けること。
- 7 資金の確保等
- 政府は、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の確保等に努めるものとする。
- 8 報告の徴収
- 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施状況について報告を求めることができること。
- 9 罰則
- 罰則について所要の規定を設けること。
- 10 施行期日及び法律の廃止等
- (一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (二) この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。
- (三) その他所要の規定を設けること。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

- り可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 本案施行に要する経費
- 平成四年度産業投資特別会計予算に通信・放送機構への出資三億円が計上されている。
- 右報告する。
- 平成四年三月五日
- 通信委員長 谷垣 禎一
- 衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 〔別紙〕
- 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。
- 一 有線テレビジョン放送は、高度化・多様化している映像情報ニーズに有効に応える高度情報社会の中核的メディアとして期待されるものであり、その発達及び普及を促進するため、必要な資金の確保等各種の支援措置の一層の拡充に努めること。
- 一 有線テレビジョン放送の放送番組充実のための基盤整備を一層推進するための諸施策を講ずること。
- 一 本法の運用に当たっては、情報の地域間格差の是正等に十分留意し、有線テレビジョン放送の全国的に調和のとれた発達及び普及が図られるよう努めること。

平成四年三月六日 衆議院会議録第八号

衆議院会議録第五号中正誤

ページ 行 誤 正

七一 末三 末三 面白い 趣旨
二 三 九 受取配当金 受取配当益金

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ口二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

税 本号一部
三円三十三銭
(57)